

身体拘束を行わないケアの実践（宣言）について

総生会訪問看護ステーション

1 基本理念

総生会訪問看護ステーションはすべてのご利用者様の人権・尊厳をまもり安全で安心できる生活を支えることを最優先します。身体拘束は心身に重大な影響を及ぼし尊厳を損なう濃いであることを認識し、「身体拘束をしない宣言」の取り組みを推進します。

2 宣言と例外

総生会訪問看護ステーションは、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

【例外】

ただし利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、
(3 要件すべて満たす場合：切迫性・非代替性・一時性) この限りではありません。

身体的拘束等の行為を行う場合は、事業者は最小・一時的・代替え策を考慮し、規定の手順を踏み、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

3 取り組み

- 1) 転倒や徘徊などのリスクがある場合も、環境の調整や工夫、寄り添いで安全を確保します
- 2) 拘束を防ぐ代替え手段の継続的な検討と多職種との連携
- 3) 職員への倫理研修
- 4) 「緊急・やむを得ない場合」の最小にとどめる

●住み慣れた地域で安心して過ごせるよう「身体拘束ゼロ」を目指し職員一同努めます